



## 第62期

定時株主総会  
招集ご通知

**日時** 2018年6月26日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

**場所** 大阪府門真市新橋町2番11号  
**当社本店 2階会議室**  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」  
をご参照ください。）

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈  
並びに役員退職慰労金制度廃止に  
伴う退職慰労金の打切り支給の件  
第4号議案 役員賞与支給の件

## 目次

第62期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	8
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33

株主各位

大阪府門真市新橋町2番11号

**東和薬品株式会社**

代表取締役社長 吉田逸郎

## 第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力 (37頁参照) されるか、いずれかの方法により、2018年6月25日 (月曜日) 午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 1. 日            | 時 | 2018年6月26日 (火曜日) 午前10時   |
| 2. 場            | 所 | 大阪府門真市新橋町2番11号<br>当社本店 2階会議室<br>(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 1. 第62期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第62期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 計算書類報告の件 |
| 決議事項            |   |  |
| 第1号議案           |   | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           |   | 取締役1名選任の件  |
| 第3号議案           |   | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件  |
| 第4号議案           |   | 役員賞与支給の件   |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。  
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表  
なお、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.towayakuhin.co.jp/>)

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2018年6月26日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に  
各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2018年6月25日（月曜日）  
午後5時40分到着分まで



#### インターネットによる議決権行使の場合 (パソコンまたはスマートフォン、携帯電話)

各議案に対する賛否をご入力ください。  
行使方法につきましては、37頁をお読みください。

行使期限

2018年6月25日（月曜日）  
午後5時40分入力分まで

### 議決権行使の取扱いについてのご案内

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営基盤の強化を図りつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様への安定的な配当を維持していくことを重要な課題と認識しております。

この方針に基づき、当事業年度の業績並びに今後の事業展開を勘案し、慎重に検討いたしました結果、剰余金処分につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金47円50銭 配当総額 <b>779,145,968円</b> なお、中間配当金として1株につき47円50銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき95円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2018年6月27日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

コーポレートガバナンスの充実強化のため、社外取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ねもと ひで ひと <b>根本 秀人</b> (1961年9月3日) 新任・社外	1987年10月 KPMG港監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1991年7月 公認会計士登録 1995年10月 KPMGコンサルティング(株) 出向 2001年9月 同社 マネージング・ディレクター 就任 2005年2月 KPMGビジネスアシュアランス(株) 入社 執行役員・パートナー 就任 2009年7月 KPMGあずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員 就任 2012年4月 日本IBM(株) 入社 GBS事業部インダストリアル プロダクツサービス事業 事業部長・パートナー 2016年1月 同社 GBS事業部 製造・グローバルプロジェクト 統括部長(現任) [重要な兼職の状況] 日本IBM(株) GBS事業部 製造・グローバルプロジェクト 統括部長	-

- (注) 1. 根本秀人氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 根本秀人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 根本秀人氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 根本秀人氏を社外取締役候補者とした理由は、経営コンサルタント業務を通じて培われた専門的な経験と知識や公認会計士として財務・会計等の分野における豊富な知見と経験を有し、また、IT・情報通信など企業経営を取り巻く事象についても深い見識を有しているためです。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 根本秀人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

### 第3号議案

## 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件

2018年4月30日をもって中嶋欣治氏が取締役を辞任により退任され、沖本和人氏が本総会終結の時をもって取締役を辞任により退任されます。

また、当社は、コーポレートガバナンス改革の一環として、役員報酬制度の見直しを行い、2018年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、辞任による退任取締役2名に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金贈呈を、また、本総会終結の時に在任する取締役8名（うち社外取締役1名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）に対し、就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため退職慰労金を打切り支給することといたしたく、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を取締役分については335百万円（うち社外取締役分1百万円）の範囲内で、監査役分については15百万円の範囲内で、それぞれ贈呈することといたしたいと存じます。

退任取締役への贈呈の具体的な金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。また、本総会終結の時に在任する取締役及び監査役各氏への支払い時期はそれぞれの退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

辞任による退任取締役各氏の略歴は次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
なか じま きん じ 中 嶋 欣 治	2017年 6月 当社取締役 2018年 4月 当社取締役退任
おき もと かず と 沖 本 和 人	2013年 6月 当社取締役（現任）

本総会終結の時に在任する取締役及び監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
よしだいつろう 吉 田 逸 郎	1983年12月 当社取締役 1990年 6月 当社専務取締役 1996年 6月 当社代表取締役（現任）
しらかわとしお 白 川 敏 雄	2015年 6月 当社常務取締役（現任）
こんのかずひこ 今 野 和 彦	2013年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社常務取締役（現任）
もり の さだ ゆき 森 野 禎 之	2013年 6月 当社取締役（現任）
まえ やま しげる 前 山 茂	2013年 6月 当社取締役（現任）
ないとう やす し 内 藤 泰 史	2015年 6月 当社取締役（現任）
たなかまさお 田 中 政 男	2017年 6月 当社取締役（現任）
えいき のり かつ 栄 木 憲 和	2015年 6月 当社社外取締役（現任）
くり はら かつ お 栗 原 一 夫	2011年 6月 当社常勤監査役（現任）
みな き たけ ひさ 皆 木 武 久	2007年 6月 当社常勤監査役 2011年 6月 当社監査役（現任）
もり の じつ ひこ 森 野 實 彦	1994年 6月 当社社外監査役（現任）
み むら じゅん じ 三 村 淳 司	2015年 6月 当社社外監査役（現任）

---

## 第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役10名（うち社外取締役1名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績並びに過去の役員賞与支給額等を勘案して、役員賞与として総額95百万円（取締役分86百万円（うち社外取締役分3百万円）、監査役分9百万円（うち社外監査役分1百万円））を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上



## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

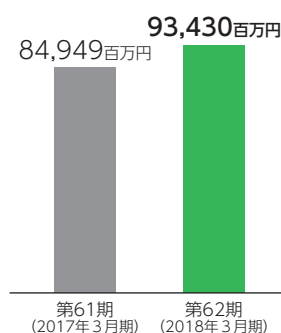
当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和、海外経済の緩やかな回復を背景に、企業収益や雇用情勢の改善が見られ、国内景気は緩やかに回復しています。一方、先行きに関しては、米国・中華人民共和国をはじめとする政治経済の不安定さや中東情勢の悪化などによる世界経済への影響が懸念され、国内においても個人消費は底堅くも力強さを欠いており、留意が必要な状況が続いています。

ジェネリック医薬品業界では、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太方針2017）において、「2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」ことが決まりました。2018年度にスタートする第3期医療費適正化計画の中にもジェネリック医薬品の使用促進が盛り込まれ、現在のジェネリック医薬品の数量シェア68.9%（2017年10-12月期 日本ジェネリック製薬協会調べ）から、80%目標に向けて、今後もジェネリック医薬品の更なる使用促進策が講じられることが見込まれます。

#### ■売上高

93,430百万円

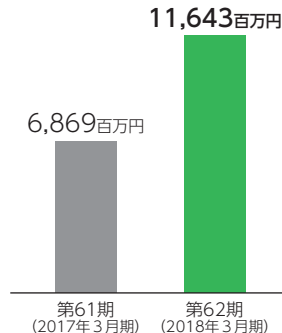
前連結会計年度比 10.0%増



#### ■営業利益

11,643百万円

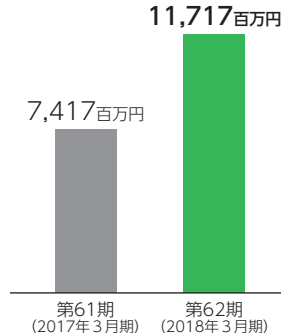
前連結会計年度比 69.5%増



#### ■経常利益

11,717百万円

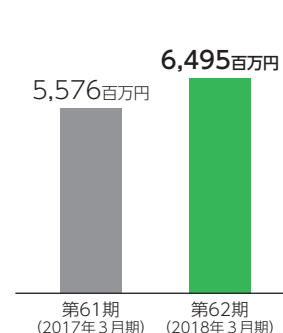
前連結会計年度比 58.0%増



#### ■親会社株主に帰属する当期純利益

6,495百万円

前連結会計年度比 16.5%増



---

一方、2016年12月に決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、現在3つの価格帯に集約されているジェネリック医薬品の価格帯について、「上市から12年が経過した後発品については1価格帯を原則とする」こと等が決められました。ジェネリック医薬品の1価格帯への集約等は2020年度の薬価改定から適用される見込みです。また、毎年薬価調査、毎年薬価改定に関しては、2018年度から2020年度の3年間の薬価改定の状況から実施する範囲を設定することになり、議論が先送りされました。さらに2018年4月の診療報酬改定では、医薬品の適正使用の推進や減薬に取り組む医療機関や薬局を評価する事項等が織り込まれています。このように、ジェネリック医薬品業界は大きな変化の時期を迎えています。

当社グループにおいては、ジェネリック医薬品の数量シェア目標に対応すべく、生産設備に関しては、引き続き、岡山工場と山形工場の生産能力増強に向けた設備投資を進めてまいりました。山形工場・岡山工場の増改築工事が1月に終了し、大阪・岡山・山形の3工場で105億錠の生産能力(建屋は140億錠まで対応可能)となっています。

販売・流通体制に関しては、6月に新製品12成分35品目を初年度売上高2,600百万円の計画で、12月には新製品8成分22品目を初年度売上高600百万円の計画で販売を開始しています。これら新製品の発売により、当社の製品数は341成分755品目となりました。流通体制については、営業網の拡充及び営業効率の向上のため、3営業所を開設する一方、1営業所を閉鎖したことにより、営業所数は計72カ所となりました。また、昨年4月より、医療現場のニーズに沿ったよりきめ細やかな対応を行うため、これまでの営業所と全国の代理店による直販体制に加えて、医薬品卸との協業を開始し、「東和式販売体制」として販売・流通体制の最適化を進めています。今後も当社の製品を全国の医療機関・保険薬局へお届けできるよう努め、信頼され選ばれる企業となれるよう引き続き変革を進めてまいります。

このような活動の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、近年の追補品も順調に推移し93,430百万円(前連結会計年度比10.0%増)となりました。また、売上原価率は53.9%と前連結会計年度に比べて0.1ポイント低下し、売上総利益は43,050百万円(同10.3%増)となりました。

販売費及び一般管理費については、研究開発費等の減少により31,407百万円(同2.4%減)となりました。その結果、営業利益は11,643百万円(同69.5%増)、経常利益は11,717百万円(同58.0%増)となりました。また、連結子会社である大地化成株式会社において、今後の業績見通しや将来の投資回収可能性を検討した結果、固定資産について減損損失1,800百万円を特別損失として計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は6,495百万円(同16.5%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において、医薬品生産能力の増強、研究開発能力の強化などを目的として、総額12,166百万円の設備投資を行いました。

## ③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、金融機関からの借入金により9,800百万円の資金調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第59期 (2015年3月期)	第60期 (2016年3月期)	第61期 (2017年3月期)	第62期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売 上 高	71,470	82,115	84,949	93,430
経 常 利 益	15,437	10,157	7,417	11,717
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	11,118	7,684	5,576	6,495
1株当たり当期純利益	654円20銭	462円57銭	339円96銭	395円99銭
総 資 産	121,187	156,851	165,247	177,325
純 資 産	70,048	70,605	74,945	79,920
1株当たり純資産額	4,121円66銭	4,304円37銭	4,568円97銭	4,872円28銭

(注) 第59期(2015年3月期)の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の増加の主な要因は、営業外収益にデリバティブ評価益等を計上したことによるものであります。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ジェイドルフ製薬株式会社	40百万円	100%	医療用医薬品の製造販売
大地化成株式会社	50百万円	100%	医薬品原薬・中間体の研究開発及び製造

#### (4) 対処すべき課題

企業集団の現況に述べているように、骨太方針2017のジェネリック医薬品の数量シェア目標に向けてジェネリック医薬品の使用促進が行われ、ジェネリック医薬品メーカーは各種課題に取り組んでいます。その結果、第3四半期におけるジェネリック医薬品の数量シェアは68.9%（2017年10-12月期 日本ジェネリック製薬協会調べ）となり、2020年9月の数量シェア目標80%に向けて着実に数量シェアが伸びています。一方、2016年12月に決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、2018年度に薬価制度改革が行われるなど、ジェネリック医薬品業界のみならず医薬品業界全体が大きな変化の時期を迎えています。このように業界環境が大きく変化していますが、当社は信頼性のさらなる向上を行いつつ、いつの時代も世の中や地域社会に必要とされる企業であり続けることを目指しています。

当社は、ジェネリック医薬品事業でこれまで以上の信頼を得る企業となるべく尽力していきます。また、これまでに培った知見や技術の活用だけでなく、新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図り、新しい医療体制に対応した健康関連事業の創出にも注力していきます。そのために、当社は以下の3つの基本方針に沿って、各課題に取り組んでまいります。

##### 基本方針1 国内ジェネリック事業の確実な成長

当社がこれまでに注力してきた取り組みである「安定供給体制の向上」「東和式販売体制の確立」「製品総合力No. 1の製品づくり」により国内のジェネリック医薬品事業を成長させてきました。引き続き、当該事業を確実に成長させるために、「安定供給体制の維持・強化」「東和式販売体制の最適化」「製品総合力No. 1の製品づくり」の課題に取り組めます。

##### 「安定供給体制の維持・強化」

当社は原薬確保から製品配送に至るまでの原薬・生産・物流・営業の全てにおいて当社独自の仕組みを有しており、当社製品を安定して供給できる体制の維持・強化に取り組めます。

##### 「東和式販売体制の最適化」

当社は情報提供体制を拡充し、営業所及び代理店、医薬品卸との連携により最適な流通チャネルの確立に取り組めます。

当社は、代理店との関係強化・共存共栄を図るとともに、営業所の新設も進め、当連結会計年度末時点で合計72カ所の営業所を有しています。引き続き、ジェネリック医薬品の使用数量が急拡大する地域においては、取引軒数の増加、売上の増加などに対応し、当該地域の営業効率を高めるため

---

に営業所を新設・拡張・移転します。また、2017年度から開始した医薬品卸との協業を進め、流通チャネルを拡充し、医療現場のニーズに沿って当社製品をお届けすることでシェア拡大に努めます。

#### 「製品総合力No. 1の製品づくり」

当社は、総合ジェネリック医薬品メーカーとして、必要とされる医薬品の品揃えを行うことに留まらず、製品総合力でトップのジェネリック医薬品メーカーを目指します。患者の服薬アドヒアランスの向上、医薬品の適正使用、医療関係者の安全性や利便性などの観点で、多面的な工夫を加えることでより高い付加価値を提供できる医薬品を開発します。さらに、将来にわたって使い続けられると思われる製剤については、医療機関や患者等からの要望により、適切な改良と改善を繰り返し実施します。

#### 基本方針2 さらなる製品品質の進化

当社の持続的な成長に向けて製品品質をさらに進化させるため、「RACTAB技術の高性能化」「有効成分の安定化技術の確立」「新たな結晶化技術の確立」「連続生産プロセスの確立」に取り組みます。ジェネリック医薬品メーカーとしてのイノベーションにも挑戦します。

製剤に関しては、工夫や製品品質を高めるための基盤技術を蓄積し、原薬に関しては、原薬の結晶形を自由にコントロールすることを可能にする基盤技術を蓄積し、生産に関しては、効率的な製造プロセスの確立に向けた取り組みを行います。

#### 基本方針3 新規市場への進出と新規事業の創出

当社のコア事業であるジェネリック医薬品の国内での販売に加えて、新規市場である海外市場への進出に取り組みます。国内で受け入れられた製品を必要とされる海外市場へ提供していくことを目指し、海外諸国において当社の付加価値製剤に対する潜在的ニーズを探索しつつ、新規市場への進出に向けた調査活動を行っています。海外での販売に関しては、市場性やリスクを考慮しながら現地企業との提携や協力関係なども探索しています。

また、当社の「人々の健康に貢献する」という理念に沿って、当社は新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図りつつ、新しい医療体制に対応した健康に関連する新規事業の創出に取り組みます。

さらに中長期的な取り組みとして、バイオ後続品市場への参入に向けた事業展開の方向性についても引き続き検討しています。

## (5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当社グループは、医療用医薬品の製造・販売を主な事業としております。

## (6) 主要な営業所及び工場 (2018年3月31日現在)

	機能	名称	所在地
当 社	本 社	本 社	大阪府門真市
		守 口 別 館	大阪府守口市
		東 京 支 社	東京都千代田区
	研 究 所	中 央 研 究 所	大阪府門真市
		製 剤 研 究 所	大阪府門真市
		京都分析科学センター	京都府京都市
		尼崎リサーチセンター	兵庫県尼崎市
	工 場	大 阪 工 場	大阪府門真市
		岡 山 工 場	岡山県勝田郡勝央町
		山 形 工 場	山形県上山市
	物 流 セ ン タ ー	西日本物流センター	岡山県勝田郡勝央町
		東日本物流センター	山形県山形市
	営 業 所	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市
他、全72営業所			
ジェイドルフ製薬株式会社	本 社	本 社	滋賀県甲賀市
	工 場	土 山 工 場	滋賀県甲賀市
大地化成株式会社	本 社	本 社	兵庫県神崎郡福崎町
	工 場	兵 庫 工 場	兵庫県神崎郡福崎町
		姫 路 工 場	兵庫県姫路市

## (7) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,449 (635) 名	41名増 (69名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,204 (635) 名	16名増 (69名増)	36.3歳	9.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,451百万円
株式会社みずほ銀行	13,375百万円
株式会社日本政策投資銀行	5,106百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、興和株式会社から、当社製品ピタバスタチンCa・OD錠4mg「トーワ」の特許権侵害を理由として販売の差し止めを求める訴訟を提起されておりました。2018年4月に知的財産高等裁判所で当社敗訴の判決が言い渡されましたが、当社は最高裁判所に上告及び上告受理申し立てをいたしました。また、当社は、同月、興和株式会社から同製品の他の含量についても特許権侵害を理由として損害賠償を求められております。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2018年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 49,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 17,172,000株  
 ③ 株主数 4,524名  
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) 吉田事務所	6,700千株	40.84%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	556千株	3.39%
吉田逸郎	485千株	2.95%
東和薬品共栄会	473千株	2.88%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	349千株	2.13%
(有) 吉田エステート	300千株	1.82%
東和薬品社員持株会	273千株	1.66%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505224	267千株	1.63%
ザバンクオブニューヨーク 133972	247千株	1.50%
ザバンクオブニューヨークメロン 140044	220千株	1.34%

- (注) 1. 当社は自己株式を768,927株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

## (2) 新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

2015年7月7日開催の取締役会決議に基づき発行した「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

発行日	2015年7月23日（ロンドン時間）
新株予約権の数	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 当初転換価額は11,368円とする。
新株予約権の行使期間	2015年8月6日から2022年7月8日まで （行使請求受付場所の現地時間）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 2022年4月1日（同日を含まない）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権付社債の残高	15,000百万円

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2018年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田逸郎	ジェイドルフ製薬(株)代表取締役会長 大地化成(株)代表取締役会長
常務取締役	白川敏雄	製品戦略本部 兼 国際事業本部 兼 開発企画室 担当 グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長
常務取締役	今野和彦	生産本部 兼 研究開発本部 兼 製剤技術本部 兼 原薬事業本部 担当
取締役	森野禎之	購買本部長
取締役	前山茂	信頼性保証本部長
取締役	内藤泰史	物流部 担当 営業本部長
取締役	田中政男	管理本部長
取締役	沖本和人	基盤技術研究所 担当 製品戦略本部長
取締役	中嶋欣治	生産本部長
取締役	栄木憲和	アンジェス(株)社外取締役 (株)ファンペップ社外取締役 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役
常勤監査役	栗原一夫	—
監査役	皆木武久	—
監査役	森野實彦	三橋・森野・岡澤法律事務所代表
監査役	三村淳司	三村公認会計士事務所代表 (株)アジュバンコスメジャパン社外取締役 (株)エーアイテイー社外監査役

- (注) 1. 取締役今野和彦氏は、2017年6月27日付けで取締役から常務取締役に就任いたしました。
2. 取締役中嶋欣治氏は、2018年4月30日付けで辞任いたしました。
3. 取締役沖本和人氏は、2018年6月26日開催予定の第62期定時株主総会終結の時をもって辞任予定であります。
4. 取締役栄木憲和氏は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、栄木憲和氏を独立役員として届け出ております。
5. 監査役森野貴彦氏及び三村淳司氏は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、森野貴彦氏及び三村淳司氏を独立役員として届け出ております。
6. 監査役三村淳司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2018年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

会社における地位	氏 名	担 当
常 務 取 締 役	白 川 敏 雄	製品戦略本部 兼 開発企画室 担当 国際事業本部長
常 務 取 締 役	今 野 和 彦	生産本部 兼 研究開発本部 兼 製剤技術本部 兼 原薬事業本部 兼 委受託統括部 担当

## ② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位
大 澤 孝	2017年6月27日	任 期 満 了	専 務 取 締 役
藪 下 啓 二	2017年6月27日	任 期 満 了	取 締 役
西 川 義 明	2017年6月27日	任 期 満 了	取 締 役
棕 田 隆 司	2017年6月27日	任 期 満 了	取 締 役
長 村 聡 仁	2017年6月27日	任 期 満 了	取 締 役

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	15名 (1名)	220百万円 (11百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	30百万円 (8百万円)
合 計 (うち社外役員)	19名 (3名)	250百万円 (20百万円)

- (注) 1. 上記には、2017年6月27日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第50期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第50期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・2018年6月26日開催予定の第62期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 

取締役	10名	86百万円 (うち社外取締役1名 3百万円)
監査役	4名	9百万円 (うち社外監査役2名 1百万円)
  - ・当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額
6. 上記のほか、2017年6月27日開催の第61期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
- |       |    |       |
|-------|----|-------|
| 退任取締役 | 5名 | 42百万円 |
|-------|----|-------|
- 上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額42百万円が含まれております。

## ④ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役森野實彦氏は、三橋・森野・岡澤法律事務所の代表であります。三橋・森野・岡澤法律事務所は、当社と特別な関係はありません。なお、同事務所の岡澤成彦弁護士と当社とは2011年4月に法律顧問契約を締結しております。
- ・監査役三村淳司氏は、三村公認会計士事務所の代表であります。三村公認会計士事務所は、当社と特別な関係はありません。

## ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役栄木憲和氏は、アンジェス(株)、(株)ファンペップ及びソレイジア・ファーマ(株)の社外取締役であります。アンジェス(株)、(株)ファンペップ及びソレイジア・ファーマ(株)は、当社と特別な関係はありません。
- ・監査役三村淳司氏は、(株)アジュバンコスメジャパン社外取締役及び(株)エーアイテイーの社外監査役であります。(株)アジュバンコスメジャパン及び(株)エーアイテイーは、当社と特別な関係はありません。

## 八. 当事業年度における主な活動状況

### a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 栄 木 憲 和	12回	100%	—	—
監査役 森 野 實 彦	12回	100%	13回	100%
監査役 三 村 淳 司	12回	100%	13回	100%

### b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役栄木憲和氏は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役森野實彦氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役三村淳司氏は、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

## **(5) 業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

### **① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び従業員が遵守すべき「東和薬品グループ企業行動憲章」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び従業員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

### **② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティ管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

### **③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制**

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本基本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク



発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「経営戦略会議」や「経営モニタリング会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、中期経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

#### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については経営企画部が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、グループ全体としての経営効率の向上を図ります。また、当社グループの全ての役員及び従業員が利用できる内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ内共通のものとするとともに、必要な施策、研修等をグループ全体で横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

#### ⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任スタッフを置きます。また、当該専任スタッフは、他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査役の事前の同意を得るものとします。

取締役は、原則月1回開催する取締役会での業務報告により監査役への報告を行うことを基本とします。また、当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査役からの要求に従って、随時報告するものとします。監査役は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報制度を主管するコンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告するものとします。

---

当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

監査役は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査役に報告するものとします。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

## **(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### **① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

コンプライアンス委員会の主導のもと、役員及び従業員向けに日常的な啓発活動を行うとともに、コンプライアンス期間を設けて諸施策を実施しました。具体的には、経営トップからコンプライアンスを重視するべき旨のメッセージを役員及び従業員に対して発信しました。また、グループ各社の役員及び従業員を対象としたアンケートを実施してコンプライアンス意識のモニタリングを行い、今後の施策に反映することとしました。さらに、製薬業界の倫理コードとして遵守が求められるコード・オブ・プラクティスに関するeラーニング等も実施しました。

内部通報制度は当社グループ内で共通のヘルプラインとして運用されております。グループ各社から寄せられた通報に対し、コンプライアンス委員会が通報者の保護を図りつつ適切に対処しており、内部監査室によるモニタリングとあわせて、問題の早期発見と是正に寄与しました。

### **② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に情報の保存及び管理を行うとともに、必要に応じて、取締役が当該情報を閲覧できるようにしております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

危機管理に関する基本的事項を定めた「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を開催し、経営に重大な影響を及ぼす危機の未然防止、及び万一発生した場合の被害の極小化について対応策を検討しております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は12回開催され、取締役会規程に則って、十分な検討の上、経営上の重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行っています。また、「経営戦略会議」、「経営モニタリング会議」も開催し、経営課題に関する重要案件を審議しました。

### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理担当部門は経営企画部であり、「関係会社管理規程」において、協議承認事項及び報告事項を定め、綿密な連携のもとにグループ全体としての業務の適正を図っております。また、関係会社に対する監査は内部監査室が行っております。

### ⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるため、社外監査役を含む監査役は、毎月1回、監査役会を開催し、監査方針に則って、監査に関する重要事項の報告、協議、決議を行います。また、取締役会への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。さらに、適時、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス委員会と情報共有を図っております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>95,377</b>	<b>流動負債</b>	<b>35,904</b>
現金及び預金	14,247	支払手形及び買掛金	5,385
受取手形及び売掛金	24,185	電子記録債務	6,412
電子記録債権	6,278	短期借入金	850
有価証券	10,999	1年内返済予定の長期借入金	4,249
商品及び製品	17,609	未払金	5,351
仕掛品	9,777	未払法人税等	2,766
原材料及び貯蔵品	8,951	役員賞与引当金	95
繰延税金資産	1,177	その他	10,793
デリバティブ資産	506	<b>固定負債</b>	<b>61,501</b>
その他	2,006	新株予約権付社債	15,046
貸倒引当金	△363	長期借入金	44,803
<b>固定資産</b>	<b>81,947</b>	退職給付に係る負債	287
<b>有形固定資産</b>	<b>76,989</b>	役員退職慰労引当金	128
建物及び構築物	34,722	繰延税金負債	145
機械装置及び運搬具	12,807	その他	1,090
土地	9,803	<b>負債合計</b>	<b>97,405</b>
建設仮勘定	18,282	<b>純資産の部</b>	
その他	1,372	<b>株主資本</b>	<b>79,765</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,936</b>	資本金	4,717
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,021</b>	資本剰余金	7,870
投資有価証券	427	利益剰余金	72,816
関係会社株式	54	自己株式	△5,639
退職給付に係る資産	36	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>155</b>
その他	2,508	その他有価証券評価差額金	147
貸倒引当金	△5	退職給付に係る調整累計額	7
<b>資産合計</b>	<b>177,325</b>	<b>純資産合計</b>	<b>79,920</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>177,325</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	93,430
売上原価	50,379
売上総利益	43,050
販売費及び一般管理費	31,407
営業利益	11,643
営業外収益	
受取利息及び配当金	63
為替差益	603
補助金収入	590
雑収入	374
	1,632
営業外費用	
支払利息	158
デリバティブ評価損	1,334
雑損	65
	1,557
経常利益	11,717
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産処分損失	83
減損損失	1,800
	1,883
税金等調整前当期純利益	9,833
法人税、住民税及び事業税	3,411
法人税等調整額	△73
当期純利益	6,495
親会社株主に帰属する当期純利益	6,495

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2017年4月1日 首残高	4,717	7,870	67,879	△5,639	74,827
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,558		△1,558
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,495		6,495
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	4,937	—	4,937
2018年3月31日 期末残高	4,717	7,870	72,816	△5,639	79,765

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2017年4月1日 首残高	85	31	117	74,945
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,558
親会社株主に帰属する 当期純利益				6,495
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	62	△24	38	38
連結会計年度中の変動額合計	62	△24	38	4,975
2018年3月31日 期末残高	147	7	155	79,920

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>92,927</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,090</b>
現金及び預金	13,951	支払手形	583
受取手形	3,673	電子記録債権	6,412
電子記録債権	6,036	買掛金	4,766
売掛金	19,317	1年内返済予定の長期借入金	3,817
有価証券	10,999	未払金	4,992
商品及び製品	16,941	未払費用	568
仕掛品	6,435	未払法人税等	2,765
原材料及び貯蔵品	12,291	役員賞与引当金	95
前払費用	788	その他	10,089
繰延税金資産	1,134	<b>固定負債</b>	<b>57,523</b>
その他	1,719	新株予約権付社債	15,046
貸倒引当金	△361	長期借入金	40,884
<b>固定資産</b>	<b>78,627</b>	繰延税金負債	110
<b>有形固定資産</b>	<b>69,981</b>	退職給付引当金	298
建物	28,842	役員退職慰労引当金	118
構築物	1,282	資産除去債務	175
機械及び装置	11,101	その他	889
車両運搬具	30	<b>負債合計</b>	<b>91,614</b>
工具器具備品	1,303	<b>純資産の部</b>	
土地	9,217	<b>株主資本</b>	<b>79,793</b>
建設仮勘定	18,203	資本金	4,717
<b>無形固定資産</b>	<b>1,935</b>	資本剰余金	7,870
ソフトウェア	1,586	資本準備金	7,870
その他	348	利益剰余金	72,844
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,710</b>	利益準備金	399
投資有価証券	427	その他利益剰余金	72,445
関係会社株式	239	特別償却準備金	262
関係会社長期貸付金	7,985	圧縮積立金	473
その他	1,488	別途積立金	64,985
貸倒引当金	△3,429	繰越利益剰余金	6,724
<b>資産合計</b>	<b>171,555</b>	<b>自己株式</b>	<b>△5,639</b>
		評価・換算差額等	147
		その他有価証券評価差額金	147
		<b>純資産合計</b>	<b>79,940</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>171,555</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	90,991
売 上 原 価	48,094
売 上 総 利 益	42,896
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	30,790
営 業 利 益	12,106
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	110
為 替 差 益	603
補 助 金 収 入	590
雑 収 入	363
	1,667
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	136
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	1,334
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,422
雑 損 失	55
	4,948
経 常 利 益	8,826
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	27
	27
税 引 前 当 期 純 利 益	8,798
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,410
法 人 税 等 調 整 額	△91
当 期 純 利 益	3,319
	5,479

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				特別償却 準備金	圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2017年4月1日期首残高	4,717	7,870	399	450	126	60,985	6,962	68,923
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩				△188			188	－
圧縮積立金の積立					347		△347	－
別途積立金の積立						4,000	△4,000	－
剰余金の配当							△1,558	△1,558
当期純利益							5,479	5,479
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△188	347	4,000	△237	3,921
2018年3月31日期末残高	4,717	7,870	399	262	473	64,985	6,724	72,844

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2017年4月1日期首残高	△5,639	75,872	85	85	75,957
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		－			－
圧縮積立金の積立		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△1,558			△1,558
当期純利益		5,479			5,479
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			62	62	62
事業年度中の変動額合計	－	3,921	62	62	3,983
2018年3月31日期末残高	△5,639	79,793	147	147	79,940

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

東和薬品株式会社  
取締役会 御中

2018年5月11日

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 美和一馬 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東和薬品株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

東和薬品株式会社  
取締役会 御中

2018年5月11日

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 美和一馬 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和薬品株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、金融商品取引法上の財務報告に係わる内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月14日

東和薬品株式会社 監査役会

常勤監査役	栗原一夫	Ⓜ
監査役	皆木武久	Ⓜ
社外監査役	森野實彦	Ⓜ
社外監査役	三村淳司	Ⓜ

以上

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料等は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

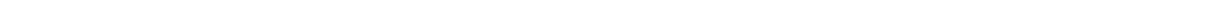
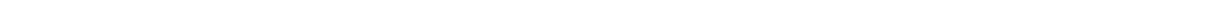
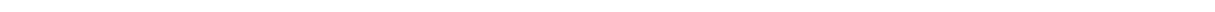
以上

システム等に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## <議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

memo



## 株主総会会場ご案内図

大阪府門真市新橋町2番11号  
**会場 当社本店 2階会議室**  
電話 (06) 6900-9100



株主総会会場  
**東和薬品株式会社  
本店**

### 交通

京阪電鉄・大阪モノレール  
門真市駅 下車

**出口③** から徒歩約5分

——— お願い ———  
駐車場がございませんので、  
ご了承のほどお願い申し上げます。